

幼児教育・保育の「無償化」に係わる制度の拡充、及び、地方自治体への国の十分な財政措置を求める意見書

幼児教育・保育の「無償化」については、重要なことと受けとめています。しかし、3歳以上（2号認定）児に関する主食材費に加え副食材費を実費徴収することや、認可外施設への対応、「無償化」に係る自治体の費用負担のあり方、とりわけ、公立の幼児教育・保育施設等での「無償化」に係る費用の全額自治体負担などは、見直すべき課題が存在しています。

政府は、地方からの声を受け、令和元年度の必要額を国が負担することなどを示していますが、今なお「無償化」に伴う懸念が払拭された訳ではありません。

幼児教育・保育の無償化の前進を強く望むところですが、子どもたちの権利をきちんと守り、地方自治体はその役割を発揮し続けるためにも、下記のとおり、制度改善と必要な財政措置を国に、強く要望します。

記

1. 「無償化」で自治体の負担が増大しないようにすること、また、公立・民間にかかわらず、全額費用負担をするなど、十分な措置を講じること。
2. 無償化を理由に、保育の質的量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること。
3. 0～2歳児も所得制限を設けず、無償化の対象にすること。
4. 給食食材費は、幼稚園等も含め実費徴収化ではなく、無償化の対象にすること。
5. 現行の多子減免措置を後退させることなく、その拡充を図ること。
6. 認可外施設も無償化の対象とされているが、認可施設と同等の保育を保障できるよう必要な措置を講じること。認可外施設への指導監督体制を抜本的に強化するとともに、認可化を促進するなど質・量ともに充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月18日

埼玉県春日部市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様